

【商品概要説明書】

(令和4年4月1日現在)

商品名	創立100周年記念定期預金													
募集総額	募集金額 100億円													
募集期間	令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金) ただし、募集総額に達し次第、販売を終了させていただきます。													
販売対象	個人・法人のお客さま(個人事業主含む)													
期間	1年													
受入形態	証書式													
預入金額	一口座10万円以上1,000万円以内 (お一人様あたり1,000万円以内)※新規または増額に限る													
預入単位	1円単位													
払戻方法	満期日以後に全額まとめて払い戻しいたします。													
適用利率	適用利率0.05%(税引き前)													
満期後の取扱い	継続時の預入金額に応じた1年の店頭表示利率を適用します。													
計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。													
付加できる 特約条項	法令に定められた条件を満たせば、マル優の取り扱いが可能です。													
税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。													
中途解約時の取扱	<p>・次の中途解約利率を適用させていただきます。</p> <p>1. 6か月未満・・・解約日における普通預金利率</p> <p>2. 6か月以上・・・次のいずれか低い利率を適用します。</p> <p>ただし、解約日の普通預金利率は下回らないものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">解約までの期間</th> <th style="width: 30%;">(A)</th> <th style="width: 40%;">(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×95%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td>約定利率×70%</td> <td>この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%</td> </tr> </tbody> </table>		解約までの期間	(A)	(B)	6か月以上1年未満	約定利率×50%	この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×95%	1年以上2年未満	約定利率×70%	この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%	2年以上	約定利率×70%	この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%
解約までの期間	(A)	(B)												
6か月以上1年未満	約定利率×50%	この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×95%												
1年以上2年未満	約定利率×70%	この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%												
2年以上	約定利率×70%	この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%												
苦情処理措置	<p>①本商品の苦情等は、当金庫の営業店またはコンプライアンス室 (月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時30分、電話:0895-23-7000) にお申し出ください。</p> <p>②当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所 (月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時、電話:03-3517-5825) でもお申し出を受付けています。</p>													

<p>紛争解決措置</p>	<p>①愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記コンプライアンス室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>②東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭表示利率等金利については、窓口でお問い合わせください。 ・預金保険の対象であり、預金保険制度の範囲内で保護されます。